

北海道とロシア

北海道

(令和5 (2023) 年4 月現在)

目 次

【本 編】

第1章 令和4（2022）年度の北海道とロシアの地域間交流

- (1) 概観 -----1
- (2) ロシア関連事業 -----1

第2章 北海道とロシアとの地域間交流の枠組み

- (1) 北海道・ロシア地域間交流推進方針 ～北海道・ロシア未来交流プラン～-2
- (2) 各地域別の交流フレーム -----4
- (3) 道の施策概要 -----6
- (4) 北海道サハリン事務所 -----9

【資 料 編】

- 1 姉妹都市交流 -----10
- 2 ロシア各地域の概要 -----11
- 3 北海道の対ロシア貿易の概況 -----15
- 4 ロシア人観光入込客数の概況 -----19
- 5 関係機関、関係団体の概要 -----20
- 6 サハリンプロジェクト -----21
- 7 各種文書 -----24

- ※1 一般的に「ロシア極東地域」は、極東連邦管区の11連邦構成主体の地域を指します。
なお、本書では、北海道と協定を締結している、「沿海地方」、「ハバロフスク地方」及び「サハリン州」の3地域を「ロシア極東3地域」と表現しています。
- ※2 本書では、中央連邦管区や北西連邦管区などのロシア西側地域を「欧露部」としています。
また、北海道と交流のある「モスクワ州」及び「サンクトペテルブルク市」の2地域を「欧露部2地域」と表現しています。

第1章 令和4（2022）年度の北海道とロシアとの地域間交流

（1）概観

令和4（2022）年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、国際情勢は大きく変化しています。日本政府はG7をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ情勢を巡るロシアの行為を厳しく非難するとともに、①金融措置、②貿易措置、③査証措置等の対露制裁を累次にわたって科しており、本道とロシア各地との交流事業についても、延期や中止する事態となりました。

また、日本政府による危険情報レベルの引き上げ、金融制裁や輸出規制などの対露制裁をはじめ、ロシアとの直行便の運行休止や物流ルートの混乱、さらには、ロシア企業との取引に対するレピュテーション（風評）リスクの発生など様々な要因により、これまでロシアとのビジネスに取り組んできた道内企業にも、取引の縮小や見直し、さらには、ロシア現地拠点からの撤退の決定などを余儀なくされるなどの影響が出ています。

（2）ロシア関連事業

上記のような状況から、令和4（2022）年度のロシア関連事業は、限られた実施となっています。

<令和4（2022）年10月>

■ 国際音楽交歓コンサート 2022

新型コロナの影響で停滞していた国際交流の再活性化を図るため、NIS諸国をはじめとする海外の音楽家で構成するコンサートを札幌市内（札幌コンサートホール Kitara）で開催し、一般客655名が来場しました。



(PR用チラシ)



(公演の様子)



(会場の様子)

第2章 北海道とロシアとの地域間交流の枠組み

(1) 北海道・ロシア地域間交流推進方針～北海道・ロシア未来交流プラン～

①概要

令和2（2020）年6月、これまでのロシアとの取組を体系的に整理するとともに、ロシアとの交流を戦略的に推進することを目的として、「北海道・ロシア地域間交流推進方針 ～北海道・ロシア 未来交流プラン～」を策定しました。

しかしながら、プランに基づく具体的な取組は、ウクライナ情勢によりほとんどが休止、延期を余儀なくされている状況が続いています。

②位置づけ

以下の4つの考えを基にして、取りまとめました。

- ・ ロシア連邦全域を対象に、北海道が推進する交流の考え方や、重点的に交流を進める分野の考え方、道内官民による推進体制の考え方をまとめる。
- ・ 本方針に基づく取組により、政府が掲げる8項目の「協力プラン」の推進にも貢献することを目指す。
- ・ 道として方針を明確に示すことで、姉妹都市交流など、市町村の地域間交流の促進につなげる。
- ・ ロシア側との合意文書である次の既存計画の効果的な実行に寄与する。
 - 「北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラム」
 - 「北海道とサハリン州との友好・経済交流促進プラン」
 - 「北海道とサンクトペテルブルクとの協力発展に関するロードマップ」

③主な内容

(推進分野)

ロシアとの交流に係る本道の特性や重要な項目として、以下の2基盤・7分野を定め、この特性を活かしながら、効果的、効率的にロシアとの取組を進めることとしました。

- ・ 2基盤：人的交流・人材育成、交通・物流
- ・ 7分野：観光、文化・芸術・スポーツ、先端技術、食、健康医療、寒冷地技術、環境・エネルギー

(エリア別の重点交流分野)

極東地域、シベリア地域、欧露部の3エリア毎に、その地域の特性やこれまでの交流実績などを踏まえ、推進すべき分野を定めました。

- ・ 極東地域：観光、食、健康医療、寒冷地技術、環境・エネルギー
- ・ シベリア地域：先端技術
- ・ 欧露部：観光、健康医療、寒冷地技術、文化・芸術・スポーツ、人的交流

第2章 北海道とロシアとの地域間交流の枠組み

(ロシア各地域との交流の考え方)

エリア別の重点交流分野を踏まえ、交流を推進すべき地域を4つに分類し、整理しました。

- ・戦略地域：ロシアとの地域間交流の前進に相当の効果が期待される地域
【サハリン州、沿海地方、サンクトペテルブルク市、モスクワ州、モスクワ市、レニングラード州】
- ・推進地域：提携を基盤として、更なる交流の推進を図っていく地域
【ハバロフスク地方、サハ共和国】
- ・開発地域：道内姉妹都市と連携した取組、道の施策の推進などに効果的と考えられる地域
【カムチャツカ地方、ノヴォシビルスク州】
- ・検討地域：上記3地域以外

(指標の設定)

令和5(2023)年までにロシアからの来道実人数を40,000人にすることを指標として設定しました。

④方針に基づく推進体制

令和2(2020)年9月、同方針の考え方を基に、ロシアとの取組の方向性や具体的取組を定める「推進組織」として「北海道・ロシア地域間交流推進協議会」、推進組織の定めた方向性や取組を実現するための「実施組織」として「北海道・ロシア協力プラットフォーム」をそれぞれ設置するなど、道内のロシア関係組織を整備しました。

北海道・ロシア地域間交流推進協議会

- ・ロシア全体を俯瞰し、取組の方向性、具体的取組を定める「推進組織」
- ・地域別の既存組織は協議会の枠内で存続し、関係構成員が参画

北海道・ロシア協力プラットフォーム

- ・ロシア側の様々な動きの最新状況、各機関の取組、取組成果の共有
- ・構成メンバー間の検討により、具体的な交流を検討・実施

(2) 各地域別の交流フレーム

①ロシア極東3地域（常設合同委員会）

平成2（1990）年6月、北海道は「日本国北海道とソ連邦ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国との友好的なパートナーシップに関する合意」を締結し、その後、平成4（1992）年4月に沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州の3地域との間で「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力プログラム」（第1期）を策定し、本格的な交流を開始しました。

その後、およそ5年ごとに協力プログラムの見直しを行いながら幅広い交流を進めており、平成30（2018）年7月には、人的交流の分野を新たに加え、「北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラム」として、第6期となる現行のプログラムを策定しました。

両地域は、このプログラムの着実な推進を図るため、定期的に常設合同委員会定例会議及び分野別部会を開催し、交流実績報告や今後の推進に向けた意見交換を実施することとしています。

②サハリン州（姉妹提携）

平成10（1998）年11月、北海道とサハリン州は「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」に合意し、姉妹提携を締結しました。

さらに、平成12（2000）年8月には、この提携に基づき、両地域の経済交流を促進するため「北海道とサハリン州との経済交流促進プラン」を策定し、およそ5年ごとに見直しを図りながら、交流を進めており、提携20周年の節目にあたる平成31（2019）年2月には、現行の第4期目となるプランを策定しました。

両地域は、「北海道・サハリン州友好・経済協力推進協議会」をそれぞれ設置し、プランを推進するため、定期的に合同会議を開催することとしています。

③サンクトペテルブルク市

平成30（2018）年5月、北海道とサンクトペテルブルク市の両知事は、知事会談において、本格的な交流を開始することで合意しました。

また、この合意に基づき、「協力発展に関するロードマップ」を作成し、具体的な協力分野を定めるとともに、両地域の副知事を代表とするワーキンググループを設置しました。

両地域は、定期的にワーキンググループ会合を開催するとともに、ロードマップに基づく交流の着実な推進を図ることとしています。

④モスクワ州

平成30（2018）年5月、北海道とモスクワ州の両知事は、知事会談において、本格的な交流を開始することで合意し、交流開始に向けた議事録に署名しました。

両地域は、この議事録に基づき、文化・観光・スポーツ・教育交流のほか、経済交流や保健分野など、多くの分野で地域間交流を推進していくこととしています。

⑤その他の地域

平成27(2015)年5月、北海道とサハ共和国は、両地域の今後の友好関係の強化と、経済的・社会的発展を促進するため「友好関係の強化、貿易経済・文科学分野の協力に関する覚書」に署名しました。

覚書締結後、ヤクーツク市が道内企業と温室栽培の事業を進めるなど、サハ共和国側の北海道に対する関心が高まっています。

(3) 道の施策概要

①総合政策部（国際局国際課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|----------------------|---|---------|
| 国際交流推進費 | ・「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」及び「北海道ロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」に基づき、ロシアとの一層の友好関係の促進と互恵的な経済協力の拡大を図る。 | |
| 交流推進事業 | ・サハリン州との提携及び極東地域との経済協力発展プログラムに基づいて行われる友好・経済協力事業の基本的な方針等を策定する。 ○サハリン州との提携に基づく会議等 ○極東3地域との経済協力発展プログラムに基づく会議等 | ・未実施 |
| 友好理解促進事業 | ・北海道とサハリン州をはじめとするロシア極東地域の広範な層の住民が相互理解を深める事業の実施及び支援 | |
| 北海道・ロシア極東交流事業費補助金 | ・北海道とロシアとの友好親善、相互理解を促進するため、ロシア極東地域との友好親善と協力に関する交流事業に助成する。 ○青少年「体験・友情」の翼 ○北海道・サハリン州市民交流会議 | ・未実施 |
| サハリン事務所維持運営費 | 北海道サハリン事務所の維持運営 | |
| 北海道・ロシア連邦地域間交流発展加速事業 | ・日露政府間において、2020年～2021年を「日露地域交流年」と定めるなど、両国間の地方レベルの交流は重要性を増していることから、ロシア諸地域との交流計画等に基づき、友好・経済交流を推進し地域経済の活性化につなげるとともに、信頼関係の醸成により、外交交渉の進展を後押しする。 ○ロシア極東地域との更なる交流の深化 ○ロシア欧露部との継続的・安定的な交流 ○官民連携による推進 | ・未実施 |

第2章 北海道とロシアとの地域間交流の枠組み

②総合政策部（航空港湾局）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|-------------------|--|---------|
| 北海道・ロシア極東間定期航路対策費 | <ul style="list-style-type: none"> ・サハリン州をはじめとするロシア連邦極東地域との人的・物流交流を促進するため、北海道とサハリン州を結ぶフェリー定期航路の永続的な発展と航路の拡充等を図る。 ・サハリン側と利用促進策を話し合う「日ロフェリー利用促進合同会議」の開催や航路の利用促進・PR活動を実施。 | ・情報発信 |

③環境生活部（北海道博物館）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|------------------------------------|---|---|
| 「北東アジアの中の北海道」研究プロジェクト「北海道とサハリン(仮)」 | <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹州の友好館であるサハリン州郷土博物館との間で、共通のテーマを設け、隔年で相互の研究者を派遣するなど、それぞれの地域の自然・歴史・文化について理解を深めるための共同研究・博物館交流を実施。（令和2年度～令和6年度） | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、ロシアを取り巻く情勢の変化に伴い、サハリン州郷土博物館との覚書への調印及び招聘・派遣が困難となっていることから、電子メール等による情報交換・意思疎通を図る試みを継続している。 |

④保健福祉部（地域医療推進局地域医療課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|-----------------------------|--|---------|
| 公益信託北海道・ロシア極東医療交流基金（信託基金対応） | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道とロシア極東地域の医療技術の向上と友好親善を図るため、サハリン州の医療技術者の受け入れ研修や医療シンポジウムの開催等を行う。 ※基金は平成2（1990）年、サハリン州から火傷を負ったコンスタンチン君を、札幌医科大学に緊急搬送し治療を行った際の義援金を基にして、両親からの申出により創設。現在まで運用されている。 | ・未実施 |

第2章 北海道とロシアとの地域間交流の枠組み

⑤水産林務部（水産局漁業管理課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|----------------|--|---------|
| 北海道ロシア水産交流推進事業 | ・国際漁業の新たな展開やロシアにおける急激な情勢変化に対応するため、ロシアとの交流事業等を行う。 | |
| 職員相互派遣 | ・サハリン州政府職員と道水産林務部職員の相互派遣研修を行う。 | ・未実施 |

⑥宗谷総合振興局（地域総政部地域政策課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|------------|---|---------|
| サハリン交流推進事業 | 稚内-コルサコフ航路が休止となっているなか、地域間交流の維持のため、サハリン国立総合大学と道内学生との相互理解をさらに深めるための事業を行う。 | ・未実施 |

⑦道議会事務局（総務課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|----------------------|---|---------|
| ロシア連邦サハリン州議会との相互交流事業 | ・「北海道議会（日本）とサハリン州議会（ロシア）の協力に関する協定」に基づく相互交流事業。 | ・未実施 |

⑧教育庁（学校教育局高校教育課）

| 事業名 | 事業概要 | 令和4年度実績 |
|---------------|---|---|
| 語学指導等外国青年招致事業 | ・日本語を取得したロシア人教員を受け入れ、高等学校におけるロシア語指導を行う。 | 2011年（平成23年）から引き続き、根室市内の道立高等学校にロシア語指導助手を配置。 |

(4) 北海道サハリン事務所

北海道とサハリン州との友好・信頼関係が構築される中、北海道直轄事務所として州政府機関との信頼関係を強化し、正確・迅速な情報収集を行い、交流をより活発にさせるための拠点として、平成13(2001)年1月1日、ユジノサハリンスク市に設置しました。平成27(2015)年11月「北海道センター」へ事務所を移転するとともに、事務所に隣接する「北海道経済交流支援センター」を開設しました。

なお、ウクライナ情勢により日本人所員は帰国しているが、現地職員をリモートで指示しながら、事務所業務を継続しています。

①業務概要

- ・道行政の推進に必要なサハリン州政府等との連絡及び調整に関すること。
- ・経済交流に係る調査及び支援に関すること。
- ・友好交流事業への支援及び協力に関すること。
- ・各種情報の収集及び提供並びに北海道の情報の発信に関すること。

②所在地

ユジノサハリンスク市コムニスチエスキー通り18「北海道センター」11(1階)
(693000, Россия, Сахалинская область, г.Южно-Сахалинск,
пр. Коммунистический,18, оф.11)

- ・電話：+7-4242-45-75-61
- ・FAX：+7-4242-45-75-63
- ・Mail：hokkaido@snc.ru

③ホームページ

<http://www.pref-hokkaido.ru/inform.htm> (ロシア語)

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/russia/russia/r-yuzhno/jimusho_index.htm

※ 北海道銀行ウラジオストク駐在員事務所への職員派遣

北海道銀行が、ロシア極東地域の経済・物流の拠点でもあるウラジオストクに、平成26(2014)年3月18日に設置した駐在員事務所へ道職員1名を派遣しています。
(令和4(2022)年4月より休止中)

①業務概要

- ・ロシア中央銀行や行政府等からの情報収集
- ・現地の市場ニーズやビジネス情報の収集
- ・商談のサポート

②所在地

ウラジオストク市オケアンスキー通り17番 フレッシュプラザ6階613号室
(690091, Россия, г.Владивосток, Океанский пр.17, Fresh Plaza,613)

- ・電話：+7-423-265-8851
- ・FAX：+7-423-265-8852